令和3年度福祉・介護職員処遇改善加算等の改正

以下、「福祉・介護職員処遇改善加算」を「処遇改善加算」、

「福祉・介護職員処遇改善特別加算」を「特別加算」、

「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」を「特定加算」と表記します。

(主な変更点)

- 1. 加算率の見直し
- 2. 処遇改善加算等の対象職種
- 3. 処遇改善加算(IV)(V)及び特別加算の廃止
- 4. 特定加算に係る平均賃金改善額の配分ルールの変更
- 5. 処遇改善加算に係る職場環境等要件の変更
- 6. その他

1. 加算率の見直し

- ○障害児者福祉サービス全てのサービスにおいて加算率が変更されます。
- ○「短期入所」はこれまで本体施設の加算率が適用されていましたが、新たに「短期入所」として加算 率が設定されます。
- ○障害者支援施設が行う日中活動系サービスは施設入所の加算率が適用されていましたが、障害者 支援施設が行う日中活動系サービスごとに加算率が設定されます。

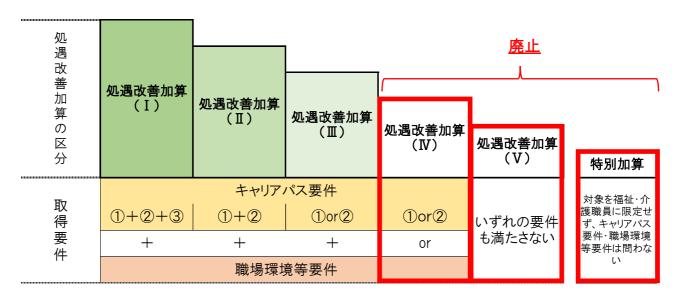
2. 処遇改善加算等の対象職種

- 〇「共生型事業所 |及び「基準該当事業所 |に従事する福祉・介護職員も対象であることが明記されました。
- 〇「<u>障害福祉サービス経験者</u>(障害児通所支援事業で配置される職種)」は人員基準の見直しにより廃止されることを受け、2年の経過措置を経て、令和5年4月以降は対象外の職種となります。

3. 処遇改善加算(IV)(V)及び特別加算の廃止

 \bigcirc 処遇改善加算 $(\mathbf{N})(\mathbf{V})$ 及び特別加算が廃止されます。

ただし、令和3年3月31日時点で同加算区分を算定している事業所に限り、令和4年3月31日までは 算定可能です。



【キャリアパス要件】

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて<mark>昇給する仕組み</mark>又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

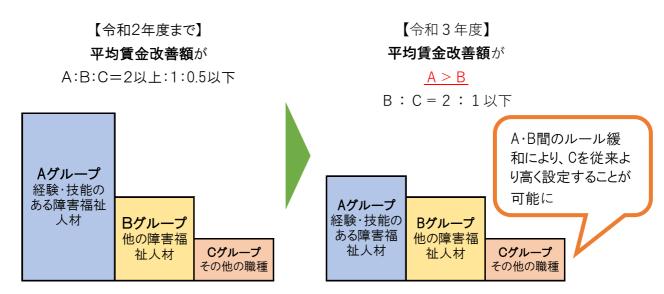
【職場環境等要件】

○賃金改善以外の処遇改善を実施すること(→令和3年度改正あり。詳細は5. へ)

※上記の要件全てに、就業規則等の明確な書面での整備、全ての福祉・介護職員等への周知を含みます。

4. 特定加算に係る平均賃金改善額の配分ルールの変更

○Aグループ(経験・技能のある障害福祉人材)とBグループ(他の障害福祉人材)の**平均賃金改善額**の配分ルールについて、A:B=2以上:1 → A>Bに変更されます。



【令和3年度】※

5. 処遇改善加算に係る職場環境等要件の変更

【令和2年度まで】

○職場環境等要件の取組内容について下記に変更されます。

- ※特定加算取得にあたっては、6つの区分のうち3つ区分を選択し、それぞれの区分で1つ以上の取組を行うことが要件です。
- ○職場環境等要件に基づく取組の実施時期→<u>当該年度中に実施する取組へ変更</u>

【令和2年度まで】

【令和3年度】

職場環境等要件に基づく取組の実施時期

処遇改善加算(I)(II)…H27.4以降 処遇改善加算(II)(IV)…H20.10以降 職場環境等要件に基づく取組の実施時期

<u>当該年度中(令和3年度の届出において</u> は令和3年度に実施する取組)

※前年度から継続して処遇改善加算等を算定する事業所において、届出に係る計画の期間中に実施できない合理的理由がある場合、例外的に前年度の取組実績をもって要件を満たすことが可能です。

6. その他

○<u>特定加算の「見える化要件」</u>については、障害福祉サービス等情報公表システムの改修が予定されている ため、<u>令和3年度及び令和4年度においては算定要件とはされません。</u>

ただし、今和2年度における特定加算は「見える化要件」が算定要件であるので留意すること。

- 〇処遇改善加算等の見込額の計算において、「報酬総単位数×単価÷12」という表記から、支払明細書に基づく「報酬総額÷12」という表記に変更されます(見込額計算の考え方は変更されていません。)。
- ○特定加算に係る「職員分類の変更特例の例示」において、例示項目が追加されています。